

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第33号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2項から第8項」を「第4項から第9項」に改める。

第17条第1項中「鳥取市民体育館」の次に「、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市河原町勤労者体育館、鳥取市気高町勤労者体育センター及び鳥取市青谷町体育館」を加える。

第19条第1項中「別表第1項」の次に「から第3項まで」を加える。

別表中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を削り、同表第5項中「・鳥取市河原町勤労者体育館」及び「・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館」を削り、同項を同表第7項とし、同表中第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 鳥取市河原町総合体育館利用料金

区分	時間	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時

競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円
		小学生、中学生、高年齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高年齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
幼児体育室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
高年齢者体育室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
研修室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
健康相談室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
卓球場			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
備考					
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p>					

- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

		区分	利用料金（1時間につき）
競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円

	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、片面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。</p>		

（鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第2又は」を削る。

第15条第1項中「鳥取市民プール」の次に「、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール」を加える。

第17条第1項中「又は別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第17条関係」に、「鳥取市国府町農村勤労セン

タープール使用料」を「鳥取市国府町農村勤労センタープール利用料金」に、「金額」を「利用料金」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

(鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例(昭和55年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「から別表第4まで」を削る。

第14条第1項中「及び鳥取市城北テニスコート」を「、鳥取市城北テニスコート、鳥取市気高町龍見台テニスコート及び鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」に改める。

第16条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2、別表第4又は別表第5」に改める。

別表第3中「・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」を削る。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料」を「鳥取市気高町龍見台テニスコート利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5(第16条関係)

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート利用料金

区分	利用料金(1面1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料
備考	
1 1時間未満は、1時間とする。	
2 照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。	

- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第17条とする。

第14条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第7条」を「第9条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、

「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

第7条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下

「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務

別表第1中「第17条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2中「第5条関係」を「第7条関係」に改め、同表第1項中「鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料」を「鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金」に改め、同項の表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改め、別表第2第2項中「鳥取市佐治町B&G海洋センタープール使用料」を「鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

別表第3を削る。

(鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第5条中「別表第1から別表第5まで」を「別表第2」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市佐治町多目的運動広場、鳥取市気高町運動広場、鳥取市鹿野町運動広場及び鳥取市青谷町農村広場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 運動広場の使用に関する業務
- (2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運動広場の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 運動広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第1、別表第3、別表第4又は別表第5に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還する

ことができる。

別表第1中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市佐治町多目的運動広場使用料」を「鳥取市佐治町多目的運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町運動広場使用料」を「鳥取市気高町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市鹿野町運動広場使用料」を「鳥取市鹿野町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同表備考第6項中「使用」を「利用」に改め、同項を同表備考第4項とする。

別表第5中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市青谷町農村広場使用料」を「鳥取市青谷町農村広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第120号)の一部を次のように改める。

第1条中「第244条の2第1項及び第228条第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第14条を削り、第15条を第17条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(物品販売等の制限)

第15条 トレーニングセンター及びその敷地内においては、次に掲げる行為をし

てはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札その他これらに類するものの設置

第12条第2項中「第9条」を「第11条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「市」を「市及び指定管理者に」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条を第13条とする。

第10条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、使用者」を「指定管理者は、利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「トレーニングセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

第7条 トレーニングセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「暴力団の」を「暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「のうち、別表第1から別表第3までに掲げる施設」を削り、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にトレーニングセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) トレーニングセンターの利用に関する業務
- (2) トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市気高町農業者

トレーニングセンター使用料」を「鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改める。

別表第2中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表第1項の表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改め、別表第2第2項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改める。

（鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 鳥取市国府町コミュニティセンター（以下「国府町コミュニティ施設」という。）の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国府町コミュニティ施設の利用に関する業務
- (2) 国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第16条 国府町コミュニティ施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第3に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還する

ことができる。

別表第2鳥取市国府町コミュニティセンターの部を削り、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第16条関係）

施設名	区分	午前8時30分	午後5時
		～午後5時	～午後10時
鳥取市国府町コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	食生活改善室、研修室(1)	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	児童室、研修室(2)(3)(4)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。			
3 鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。			

- 4 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。
- 6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第5条第1項中「別表」を「別表第1項の表又は第3項の表」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にグラウンドの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) グラウンドの利用に関する業務
- (2) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、グラウンドの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、

第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 グラウンドの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第2項の表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表中「第5条関係」を「第5条、第16条関係」に改め、同表第2項中「鳥取市青谷町グラウンド使用料」を「鳥取市青谷町グラウンド利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。